

(様式第11号) 表面

しょう だく しょ 承 諾 書

ひょうごけん かてい ちよっきん りょういくてちょうはんてい はんていまた はったつしょうがい てちょう
(兵庫県の子ども家庭センターでの直近の療育手帳判定においてA判定又はB2発達障害の手帳
こうふ う かた
の交付を受けている方へ)

1か2のどちらかに○を付けてください。

- 1 ひょうごけん かてい はんてい う とき せいかつ しょうがい じょうきょう か
兵庫県の子ども家庭センターで判定を受けた時から生活や障害の状況に変わりがありませ
ひょうごけんりつち てきしょうがいしゃこうせいそудんじよ で む かてい はんてい しりょう
るので、兵庫県立知的障害者更生相談所に出向かないで、子ども家庭センターでの判定資料
およ うらめん げんきょうとどけ もと はんてい りょういくてちょう こうしん どうい
及び裏面の現況届に基づいて判定し、療育手帳を更新することに同意します。
うらめん げんきょうとどけ きにゆう
※裏面の「現況届」にも記入してください。

- 2 ひょうごけんりつち てきしょうがいしゃこうせいそудんじよ で む じゅんかいそудん はんてい う きぼう
兵庫県立知的障害者更生相談所に出向くか、巡回相談のときに、判定を受けることを希望
します。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

ほんにんしめい
本人氏名

もうしでしやしめい
申出者氏名

じゅう しょ
住 所

ちゅういじこう 《 注意事項 》

もうしでしや りょういくてちょうこうしんしんせいしょ きさきい ほんにん ほごしや
申出者は、療育手帳更新申請書に記載された本人または保護者となります。

本人氏名：

記入日：令和 年 月 日

記入者名：

(続柄)

◆現在の状況で該当する項目にチェックをし、()には記入してください。

身長 () cm 体重 () kg 睡眠時間 (時間)

身体・視力・聴覚障害：□なし □あり ()

てんかん：□なし □発作はない □服薬しているが、発作がある 頻度 (日に 回程度)

問題行動とその頻度

- 昼夜逆転 異食 こだわり 徘徊・放浪 自傷 暴言・暴力 物を壊す パニック
多動・常同行動 引きこもり 自慰
その他 ()

頻度：□頻発し生命の危険がある □危険があり要監視 □度々あり要指導 □時々あるが注意でおさまる
健康面や行動で特に配慮が必要なこと：

◆①～⑪の下記の項目について、当てはまる所にチェックをしてください。(複数可)

<身辺自立>

- ①食事：□全介助 □スプーンを使って食べる □箸を使って食べる □自立 □一人で外食できる
②衣服：□全介助 □簡単な服の脱ぎ着をする □衣服の前後を間違えずに着る
□衣服をきちんと着る(えりやすそを整える) □季節に応じた服を選ぶ
③入浴・歯磨き：□全介助 □一部介助 □一人で頭や背中を洗う、歯磨きをする(声かけや確認がいる)
□自分から入浴・歯磨きをする
④排泄：□全介助 □排便時は仕上げ拭きが必要 □後始末が時々不十分である □自立

<移動>

- ⑤外出：□付き添いが必要 □近所なら一人で徒歩や自転車で移動する □慣れた場所であれば
少し遠くても乗り物(電車・バス)や自転車で移動する □一人で乗り物の乗り換えができる

<コミュニケーション>

- ⑥表現：□「ア」「エ」「ウ」「ウ」といった音が出る □音声・身振りで要求を伝える
□単語や二語文で伝える □簡単な問いかけに答える
□慣れた人となら簡単なやりとりができる □慣れた人に見聞きしたことを説明できる
⑦理解：□家族と他の人の声を区別できる
□「座りましょう」「ちょうだい」等日常生活の中のごく簡単な指示は分かる
□「窓を閉めて、電気をつけて」等一度に2つの指示が分かる □勝ち負けや順番が分かる
□野球やサッカー等スポーツのルールが分かる
⑧文字：□文字を読むことができない □自分の名前が分かる □名前を書く
□ひらがなの読み書きができる □文章の読み書きができる

<生活>

- ⑨家事：□できない □ふきんを渡すとふく □簡単な片付けや作業を手伝う
□電子レンジで温めたりお湯を沸かす □自分で料理をする
⑩買い物：□買い物に関心を示さない □欲しい物を選べる □買い物でお金を払う(現金・電子マネー)
□小銭を出して払える □お小遣いを貯めて欲しい物を買う
⑪操作：□物を渡した時に落とさない □指先で物をつまむ □ペットボトルのフタを開ける
□食器を運ぶ等の単純作業ができる □ちょうちょ結びができる